

## 7-2. 西予市義援金の配分

今回の豪雨によって被害を受けられた方々に寄せられました義援金について、愛媛県及び西予市の災害義援金配分委員会において決定した基準により、対象となる方へ順次配分いたします。

### 【対象となる方】

- ① 災害を受けた当時、西予市の区域内に住所を有していた「り災者」がいた世帯の世帯主
- ② 災害により死亡した当時、西予市の区域内に住所を有していた「り災者」の遺族
- ③ 義援金申請書を提出している人

### 【内 容】

- ・西予市平成30年7月豪雨災害義援金配分委員会において、第1次配分から第3次配分まで決定し、下記の配分基準のとおり配分を行っております。

#### 配分基準

|  |                  | 西予市   | 愛媛県   | 合計     |
|--|------------------|-------|-------|--------|
| 人的被害<br>(人)                              | 死亡者              | 40万円  | 300万円 | 340万円  |
|  | 行方不明者            |       |       |        |
| 住家被害<br>(世帯)                             | 全壊               | 27万円  | 200万円 | 227万円  |
|  | 半壊<br>(大規模半壊を含む) | 16万円  | 100万円 | 116万円  |
|  | 床上浸水             | 8万円   | 40万円  | 48万円   |
|  | 一部破損(土砂流入)       | 4.5万円 | 20万円  | 24.5万円 |
| 避難指示世帯(住家被害との重複は除く)<br>※仮設住宅等に避難している方が対象 |                  | 20万円  | -     | 20万円   |

### 【申請手続】

すでに、西予市災害見舞金の対象で申請がお済みの方は、再度のお手続きは必要ありません。西予市災害見舞金申請に届け出ていただいております指定口座にお振込みをいたします。

義援金の対象となる方でまだ申請がお済みでない場合は、次の必要書類をご持参の上、申請手続きを行ってください。

- ① 平成 30 年 7 月豪雨災害義援金申請書（窓口にございます。）
- ② 振込先預金通帳
- ③ 印鑑（認印可）
- ④ り災証明書

**【申請場所】**

西予市役所 福祉課 または 各支所 生活福祉課

**【問い合わせ先】**

西予市役所 福祉課            0894-62-6428